

一般試験研究費の額に係る法人税額の特別控除に関する
明細書

事業年度	：	：	法人名
------	---	---	-----

別表六(九)

令五・四・一以後終了事業年度分

特 定 税 額 控 除 規 定 の 適 用 可 否			否
試験研究費の額			円
1		税 額 控 除 限 度 額	円
控除費	同上のうち特別試験研究費以外の額	(4) × ((14) 又は (17))	18
対象額	(1)のうち一般試験研究費の額に係る税額控除の対象とする特別試験研究費の額	調 整 前 法 人 税 額	19
試験計算	控 除 対 象 試 験 研 究 費 の 額 (2) + (3)	(9) > 10% の場合の特例加算割合 $(9) - \frac{10}{100} \times 2$ (小数点以下3位未満切捨て) (0.1を超える場合は0.1)	20
増費	比 較 試 験 研 究 費 の 額 (別表六(十一)「5」)	令開 和始 5し 年た 3事 月業 31年 日度 以の 前場 に合	21
減割	増 減 試 験 研 究 費 の 額 (1) - (5)		
試験の	増 減 試 験 研 究 費 割 合 $\frac{(6)}{(5)}$	基 準 年 度 比 売 上 金 額 減 少 割 合 $\geq 2\%$ の場合の特例加算割合 (別表六(十二)「11」)	
研計		令開 和始 5す 年 4事 月業 1年 日度 以の 前場 に合	22
究算			
令開の	平 均 売 上 金 額 (別表六(十一)「10」)	当 期 税 額 基 準 額 $((19) + (別表六(十五)「9」)) \times (0.25 + (20) + (21))$	円
和始		令開 和始 5す 年 4事 月業 1年 日度 以の 前場 に合	23
8す	試 験 研 究 費 割 合 $\frac{(1)}{(8)}$		
試験		令開 和始 5す 年 4事 月業 1年 日度 以の 前場 に合	24
年	設 立 事 業 年 度 の 場 合 又 は (5) = 0 の 場 合 (9) > 10% の場合の控除割増率 $((9) - \frac{10}{100}) \times 0.5$ (0.1を超える場合は0.1)		
3事		令開 和始 5す 年 4事 月業 1年 日度 以の 前場 に合	25
月業	(7) > 9.4% の 場 合 $\frac{10.145}{100} + ((7) - \frac{9.4}{100}) \times 0.35$		
費		令開 和始 5す 年 4事 月業 1年 日度 以の 前場 に合	26
31年	(7) ≤ 9.4% の 場 合 $\frac{10.145}{100} - (\frac{9.4}{100} - (7)) \times 0.175$ (0.02未満の場合は0.02)		
割		令開 和始 5す 年 4事 月業 1年 日度 以の 前場 に合	27
日度	税 額 控 除 割 合 $((10)、(12) 又は (13)) + ((10)、(12) 又は (13)) \times (11)$ (小数点以下3位未満切捨て) (0.14を超える場合は0.14)		
以の		令開 和始 5す 年 4事 月業 1年 日度 以の 前場 に合	28
前場	設 立 事 業 年 度 の 場 合 又 は (5) = 0 の 場 合 (9) > 12% かつ令和8年3月31日以前に開始する事業年度の場合 $\frac{11.5}{100} + ((7) - \frac{12}{100}) \times 0.375$		
に合		令開 和始 5す 年 4事 月業 1年 日度 以の 前場 に合	29
算	(10) 及び (15) 以外の場合 $\frac{11.5}{100} - (\frac{12}{100} - (7)) \times 0.25$ (0.01未満の場合は0.01)		
令開		令開 和始 5す 年 4事 月業 1年 日度 以の 前場 に合	30
和始	税 額 控 除 割 合 $((10)、(15) 又は (16)) + ((10)、(15) 又は (16)) \times (11)$ (小数点以下3位未満切捨て) (0.1又は0.14を超える場合は0.1又は0.14)		
5す		令開 和始 5す 年 4事 月業 1年 日度 以の 前場 に合	31
年	調 整 前 法 人 税 額 超 過 構 成 額 (別表六(六)「8の①」)		
4事		令開 和始 5す 年 4事 月業 1年 日度 以の 前場 に合	32
月業	法 人 税 額 の 特 別 控 除 額 (26) - (27)		
1年		令開 和始 5す 年 4事 月業 1年 日度 以の 前場 に合	33
日度	当 期 税 額 控 除 可 能 額 $((18) と ((22) 又は (25)) の うち 少 ない 金 額 又 は (別表六(九)付表「31」、「34」又は「36」)$		
以の		令開 和始 5す 年 4事 月業 1年 日度 以の 前場 に合	34
前場	調 整 前 法 人 税 額 超 過 構 成 額 (別表六(六)「8の①」)		
に合		令開 和始 5す 年 4事 月業 1年 日度 以の 前場 に合	35
算	法 人 税 額 の 特 別 控 除 額 (26) - (27)		